

『保険請求等に必要な証明書の発行について』

ご自身で加入された保険の請求等に必要な書類として、療養期間を証明する書類の発行を希望される方には、必要に応じて証明書を発行いたします。

① 入院の場合 【(就業制限通知+退院証明書)で療養期間を証明する】

陽性判明日（診断日） 入院日 退院日

自宅療養	入院
------	----

保健所が送付する「**就業制限通知書**」の診断日から入院日までが自宅療養期間

入院期間は、病院が発行する「**退院証明書**」で証明

※ 中学生以下の方には就業制限がないため、自宅療養証明書を発行します。

② 宿泊療養の場合 【(就業制限通知+宿泊療養証明書)で療養期間を証明する】

陽性判明日（診断日） 入所日 退所日

自宅療養	ホテル入所
------	-------

保健所が送付する「**就業制限通知書**」の診断日から入所日までが自宅療養期間

入所期間は、ホテル退所時に渡される「**宿泊療養証明書**」で証明

※ 中学生以下の方には就業制限がないため、自宅療養証明書を発行します。

③ すべてが自宅療養の場合 【自宅療養証明書のみで療養期間を証明する】

陽性判明日（診断日） 療養解除日

自宅療養

保健所が発行する「**自宅療養証明書**」で証明

自宅療養証明書の申請方法については、裏面の「申請方法」をご確認ください。